

岸和田市貝塚市斎場

利用規約

合人社・宮本・五輪グループ

禁無断転載・複写

令和8年 2月28日

「岸和田市貝塚市斎場」利用規約

この利用規約は、合人社・宮本・五輪グループ（以下「管理者」といいます。）が管理・運営する「岸和田市貝塚市斎場」（以下「当斎場」といいます。）の利用について定めるものです。

ご利用に際しては、本内容をご理解いただき、これを遵守して下さい。

1. 休場日・開場（利用）時間について

(1) 休場日

1月1日

(2) 開場（利用）時間

午前9時～午後5時30分

※各室の利用時間は、準備・片づけを含めたものですのでご注意ください。

ただし、動物火葬の受付時間は、午前9時～午後4時です。

2. 使用料等について

種別	市内料金※1	市外料金	備考
大人（12歳以上）	20,000円	100,000円	
小人（12歳未満）	10,000円	50,000円	
死胎（妊娠4ヶ月以上）	4,000円	20,000円	
死胎 （妊娠4ヶ月未満）※2	1,500円	7,500円	
改葬遺骨	10,000円	50,000円	
人体の一部※2	1,500円	7,500円	1個あたり
胞衣※3	1,500円	7,500円	1個あたり
産汚物等※3	1,500円	7,500円	1容器18ℓ
愛玩動物等	1,000円	受け入れなし	1体あたり 収骨無し
待合室	無料	無料	28人程度
霊安室	無料	無料	開場時間中のみ
多目的室	3,000円	15,000円	3時間利用 （1時間単位での利用はできません。） 最大利用人数18人
火葬及び分骨証明書の発行	300円	300円	1通につき。ただし、令和8年4月1日以降に当斎場で火葬された場合のみ発行可能。

※1 下記の場合を市内とします。

- (1) 死体（又は死胎）火葬許可証（以下、火葬許可証という。）に記載の死亡者（死胎においては父または母）または申請者の住所が岸和田市または貝塚市である場合。
- (2) 改葬遺骨については改葬許可証に記載の死亡者または申請者の住所が岸和田市または貝塚市である場合。
- (3) 人体の一部については、病院等の所在地または人体の一部を失った者の住所が岸和田市または貝塚市である場合。

- (4) 胞衣、産汚物、死胎（4ヶ月未満）については病院等の所在地が岸和田市または貝塚市である場合。
- (5) 愛玩動物等では飼育又は死獣を発見した場所が岸和田市または貝塚市である場合。
- (6) 下表に該当する場合。

大人・小人	・忠岡町北出、高月北、高月南 ・泉佐野市鶴原の一部
死胎 (妊娠4ヶ月以上)	
改葬遺骨	
死胎 (妊娠4ヶ月未満)	・忠岡町北出、高月北、高月南 ※病院等は除く
人体の一部	
愛玩動物等	・泉佐野市鶴原の一部

泉佐野市鶴原の一部とは、貝塚市と泉佐野市との事務委託に関する規約で定める区域となります。詳しくは貝塚市市民課へお問い合わせください。

※2 火葬には医師等の診断書もしくは証明書等が必要です。

※3 胞衣と産汚物が同胞されている場合や、1回の出産で2個の胞衣が生じたときは、1個とみなします。

※4 諸室の利用には予約が必要です。詳しくは7ページの「6. 諸室について」をご覧ください。

3. 人体等火葬について

※大人・小人・死胎（妊娠7ヶ月以上）については、死亡の後、24時間を経過した後でなければ火葬はできません。

※火葬当日は火葬許可証の原本をご持参ください。火葬許可証の原本がない場合、いかなる場合であっても火葬できません。

※当斎場では骨壺の販売を行っておりませんので、ご自身でご準備をお願いします。

(1) 利用について

葬祭事業者の予約

インターネット回線を利用して予約をしていただきます。あらかじめIDとパスワードの登録が必要ですので、登録をしていない葬祭事業者は、まず当斎場へご連絡をお願いします。

- ① パソコンやスマートフォンより岸和田市貝塚市斎場予約システムのURL

<https://kishikai.s-yoyaku.com/srsms/> に接続して下さい。

- ② 必要項目を入力し、仮予約を行って下さい。

- ③ 仮予約後、予約通知書が出力できますのでご確認ください。

※氏名等の誤字・脱字や火葬時間等の変更は、予約システム上で修正が可能です。

- ④ 岸和田市貝塚市斎場予約システムで本予約を行い、火葬許可証をFAX又は持参で火葬前日

の午後4時までに提出し、火葬前日の午後5時までに本予約を完了させてください。

※仮予約後48時間を経過してもなお、本予約が完了していない場合、自動キャンセルとなります。

※火葬前日の午後4時までにFAX等で火葬許可証の提出がない場合には、当斎場より確認の電話をし、予約のキャンセルをさせていただく場合があります。

FAX 072-493-8321

- ⑤ 全ての火葬において当日の収骨が原則です。遺骨の引き取りを拒否される場合には誓約書の提出が必要です。

個人での予約

大人・小人

- ① 当斎場へお電話にてご予約ください。
- ② 火葬許可証をFAX又は持参で火葬前日の午後4時までに提出してください。
- FAX 072-493-8321
- ③ 全ての火葬において当日の収骨が原則です。遺骨の引き取りを拒否される場合には誓約書の提出が必要です。

妊娠4ヶ月以上の死胎

各市市民課で予約をとってもらい、火葬当日は火葬許可証の原本をご持参の上お越しく下さい。

人体の一部等

- ① 当斎場へお電話にてご予約ください。当日持込も可能ですが、火葬予約の状況によりお待ちいただくこともありますので、あらかじめご了承ください。医師等による診断書もしくは証明書等が必要ですので、あらかじめご準備をお願いします。
- ② 人体の一部等の収骨について、希望があれば当斎場へご相談ください。

改葬遺骨

改葬許可証が必要です。埋葬地の市町村等へお問い合わせください。

病院からの予約（胞衣、産汚物、人体の一部、妊娠4ヶ月未満の死胎等）

当斎場へお電話にてご予約ください。

(2) 事前のお申し出事項について

次の場合は、予約システム画面で入力をするか、お電話にて事前にお申し出ください。

- ① ご遺体が、一類感染症でお亡くなりになった方である場合
- ② ご遺体が、ペースメーカーなどの医療装置が装着されている方である場合

(3) 当斎場の空き状況について

岸和田市貝塚市斎場ホームページにて、24時間いつでもご確認いただけます。

岸和田市貝塚市斎場ホームページ <https://wendy-net.com/kishiwada-kaizuka-saijo/>

(4) 火葬の流れについて

火葬の利用は、**着柩**→**お別れ**→**火葬**→**収骨** の流れで行われます。

着柩等の準備を行い、スムーズな受入れを行うため、ホール等から出棺される際には、斎場へ出発のご連絡をお願いします。

予約時間を厳守してください。なお、予約時間とは斎場到着時間であり、遅れて到着された場合、受け入れをしばらくお待ちいただくことがあります。

霊柩車の到着時間によっては、お供の車の到着が遅れている場合におきましても、葬家のご了解を得たうえで、お別れを始めさせていただき、その後、柩を納めさせていただく場合があります。

着柩

- ① 当斎場到着後、速やかに受付に火葬許可証を提出し、使用料をお支払ください。
- ② 受付完了票を火葬業務担当者に渡してください。
- ③ エントランスホールにて、ご葬家・参列者の葬列が整い次第、告別室にご案内します。

お別れ（目安；15分程度）

- ① 告別室にて、最後のお別れをしていただきます。
- ② お別れが終わりましたら、柩を火葬炉に納めさせていただきます。
- ③ ローソク及び線香の使用はできません。
- ④ 入炉後に、待合室や待合ロビーに移動していただきます。
- ⑤ お別れの際の拝顔は行いません。

火葬（目安；約1時間30分程度）

火葬を行っている間は待合室（要予約）や待合ロビーをご利用ください。外出も可能ですが、収骨開始までには斎場へお戻りください。飲食物の待合室への持ち込みは可能ですが、酒類の持ち込みはできません。なお、待合室等の蛇口から出る水道水はお飲みいただけませんので、ご注意ください。

ごみは各自でお持ち帰りください。

収骨（目安；15分程度）

- ① 火葬終了後、ご葬家・参列者を収骨室にご案内し、収骨していただきます。待合室・待合ロビーにお忘れ物のないようご注意ください。
- ② 収骨後に火葬業務担当者より執行済印を押印した火葬許可証をお渡しします。
※この許可証は火葬証明として扱われ、墓地等への納骨時に必要となる非常に大切なものです。なくさないよう骨箱と一緒に保管する等ご注意ください。
- ③ 全ての火葬において当日の収骨が原則です。遺骨のお引き取りを拒否される場合は誓約書の提出が必要です。

4. 愛玩動物等火葬について

(1) 愛玩動物等 ※市外で飼育されていた場合は受け入れできません。

予約は必要ありません。飼育者（岸和田市内または貝塚市内）の方の身分証明書をお持ちになって、午前9時～午後4時の間で当斎場動物受付へお持ち込みください。お持ち込みの際には段ボール箱などに納めていただけますようお願いいたします。なお、合同火葬となり収骨はできません

ので、あらかじめご了承ください。

(2)道路上の死獣や有害鳥獣については岸和田市または貝塚市の担当課へお問い合わせください。

5. 利用上のご注意

(1) 柩について

- ① ご遺体は必ず、柩にお納めしてから搬入してください。
- ② 柩の大きさは、長さ 2,100 mm以内、幅 600 mm以内、高さ 500 mm以内としてください。

(2) 副葬品について

ご遺骨への影響、ダイオキシン類の発生による環境汚染、不完全燃焼、火葬炉への損傷や故障・事故の原因となりますので、下記の副葬品は、柩の中へ入れないでください。副葬品以外にも、ドライアイスは、火葬時間を要しますので出来る限り取り除いてください。

また、ペースメーカー等の人口臓器を未摘出である場合、安全な火葬のために必ず予約時にお申し出ください。

- ① ご遺骨への影響または環境汚染（ばい煙、有毒ガス、悪臭）の発生源となるものの例
ビニール・プラスチック製品（ハンドバッグ、靴、玩具等）
化学合成繊維製品（衣類、寝具、敷物等）
発泡スチロール製品（枕、緩衝剤、パッキング等）
その他（貨幣、CD、各種ボール、革製品等、ゴム類）
- ② 不完全燃焼（火葬の妨げ）の原因となるものの例
果物（スイカ、メロンなど大きな果物類）
書籍（辞書、アルバムなど厚みのある書籍類）
大型繊維製品（寝具、大きなぬいぐるみ等）
- ③ 火葬炉設備の故障の原因となるものの例
スプレー缶、ライター、電池類、金属製品、カーボン製品等（つりざお、ラケット等）
- ④ 燃えない物の例
時計、カメラ、陶磁器、ゴルフクラブ、缶類、既に火葬された人骨・ペットの骨等
- ⑤ その他危険なもの
ガラス製品（眼鏡、ビン、食器等）
その他、燃焼に伴い危険なもの

(3) 動物火葬の副葬品について

環境汚染、火葬炉の損傷、不完全燃焼の原因となりますので、下記の副葬品は入れないでください。少量の餌、花等はお入れいただけます。

- ① 環境汚染（ばい煙、有毒ガス、悪臭）の発生源となるものの例
ビニール・プラスチック製品（餌入れ、犬用玩具等）
化学合成繊維製品（犬用衣類、寝具、敷物等）
発泡スチロール製品
その他（革製品等、ゴム類）
- ② 不完全燃焼（火葬の妨げ）の原因となるものの例
果物類、ドライアイス

③ 火葬炉設備の故障の原因となるものの例
スプレー缶、ライター、電池類、金属製品

④ 燃えない物の例
缶類等

⑤ その他危険なもの
ガラス製品（ビン、食器等）
その他、燃焼に伴い危険なもの

(4) 禁止行為について

当斎場では、秩序維持、施設保全、危険防止、環境問題への配慮および衛生上の観点などから次の行為を禁止します。

- ① 斎場管理者から許可を受けない印刷物・ポスター等の掲示及び配布、物品の売買・レンタル及びサービスの提供を含む一切の営業または寄付行為。
- ② 納柩されていないご遺体の搬送。
- ③ 利用時間の遅延となる行為。
- ④ 喫煙。敷地内並びに館内は全て禁煙です。喫煙室もありません。
- ⑤ 待合室・僧侶控室・遺族控室・葬祭事業者控室以外で食事をすることや酒類の持ち込み。
※ただし、待合ロビーについては酒類以外の飲料のみ持ち込み可能です。
- ⑥ 斎場設備以外の印刷物・案内看板等の設置。
- ⑦ 放送設備及び拡声器等の使用。
- ⑧ 多目的室以外での生花、果物等御供養品の設置。
- ⑨ 敷地内及び施設内での花輪等の設置、提灯類、やらい、看板、テント、幕、カーテン等の使用。
- ⑩ 当斎場内でのお浄め塩等の使用。
- ⑪ 斎場設備以外の冷暖房器具の使用。
- ⑫ 当斎場内でのガスコンロ等火器使用。
- ⑬ 多目的室の柩前以外でのローソク及び線香の使用。
- ⑭ 当斎場内壁面、天井、床、備品類への粘着テープ、画鋲、釘等の使用。
- ⑮ 使用許可以外の施設の利用。
- ⑯ 身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）ではないペットの持ち込み。
- ⑰ 道路上及び斎場施設樹木への花輪・葬儀案内看板類の設置。
- ⑱ 当斎場周辺道路での違法駐車。
- ⑲ 敷地内での写真及び動画の撮影。
- ⑳ 他の斎場利用者へ迷惑を及ぼす等、管理者が管理運営の妨げとなると判断する行為及び物品の持ち込み。

6. 諸室について

(1) 待合室（岸和田市貝塚市斎場予約システムより予約が必要です。）

- ① 利用予約は、火葬予約と同時に行ってください。
- ② 一葬家に付き待合室1室を無料でご使用いただけます。2室以上使用をご希望の方は、予約の際にご相談ください。(予約の状況により2室以上を使用いただけない場合もあります。)
- ③ 待合室1室の収容人員は約28名です。
- ④ 飲食物の持ち込みは可能ですが、酒類の持ち込みはできません。なお、待合室等の蛇口から出る水道水はお飲みいただけませんので、ご注意ください。
- ⑤ 使用後は、テーブルや床に食べこぼし、汚れ等が無いことを確認してください。また、備品は、使用前の状態に戻してください。
- ⑥ 退出前には必ず、忘れ物が無いか確認し、ごみは全てお持ち帰りください。

(2) 待合ロビー

- ① 施設利用者の皆様が無料で使用できます。予約は必要ありません。
- ② 待合ロビーは、不特定多数の葬家が利用されます。大声での会話等他の利用者に迷惑のかかる行為はご遠慮いただき、混雑時は譲り合ってご利用ください。
- ③ 待合ロビーでの食事はできません。酒類を除く飲料のみ持ち込みが可能です。
- ④ 退出前には必ず、忘れ物が無いか確認してください。

(3) 多目的室 (岸和田市貝塚市斎場予約システムより予約が必要です。)

- ① 1日1件で、当日の火葬を予定している簡易な葬儀とお別れの会でのみ利用可能です。
- ② 使用可能時間は3時間まで(準備から片付けまで含めて)で延長や1時間単位での使用はできません。また、室内での飲食もできません。
- ③ 使用料は市内の方の場合3,000円、市外の方の場合15,000円です。
- ④ 愛玩動物等の火葬では利用できません。愛玩動物等の場合、別途お別れスペースをご用意しておりますので、そちらをご使用ください。
- ⑤ 事前に受付へ申し出をいただければ、独自に祭壇を持ち込むことは可能です。
- ⑥ 祭壇準備を始める前に、受付で使用申請の手続きを済ませてください。祭壇準備の際は、斎場職員による確認と立会いを行います。なお、ローソク及び線香は、多目的室での柩前のみ使用可能です。その他の場所ではローソク及び線香の使用はできません。
- ⑦ 宗教や宗派による利用制限はありません。
- ⑧ 他の利用者に迷惑のかかる行為はご遠慮下さい。
- ⑨ 岸和田市貝塚市広域事務組合暴力団排除条例に基づき暴力団の活動に資する利用はできません。
- ⑩ テーブル・椅子の使用後は、使用前の状態に戻してください。
- ⑪ 片付後のごみ等は全てお持ち帰りください。
- ⑫ 退出前には必ず、忘れ物が無いか確認し、斎場職員の立会い確認を受けてください。

(4) 霊安室 (岸和田市貝塚市斎場予約システムより予約が必要です。)

開場時間中に限り、火葬等を行うまでご遺体を霊安室でお預かりできます。ただし、当日利用のみで、日をまたぐ使用はできません。納柩の上お越しいただき、霊安室に収める前に、受付にて使用に関する手続きを済ませてください。

利用の際には下記の点にご注意ください。

- ① 柩の大きさは、長さ 2,100 mm以内、幅 600 mm以内、高さ 500 mm以内です。
- ② 霊安室にはご遺体保管用の保冷設備はありません。各自でドライアイスをご用意ください。
- ③ ストレッチャーを使用し、納柩されたご遺体を霊安室まで搬送、安置してください。
- ④ 柩は液体漏れ、臭気漏れのないように措置をしてください。
- ⑤ ドライアイスは火葬時間の遅れや環境汚染の原因になりますので、出棺前に取り除き、出来る限り取り除いてください。

(5) その他の施設利用について

- ① 多目的トイレ（オストメイト対応）を1階・2階に各2箇所設置しています。
- ② キッズコーナー・授乳室（おむつ交換室）は2階に設置しています。
- ③ 車いす、ベビーカーをご用意しています。必要な場合は斎場職員にお申し付けください。

7. 駐車場について

- (1) 普通車 32 台、身体障がい者用 2 台、マイクロバス 7 台、大型バス 1 台が駐車可能です。
- (2) 大型バスの場合、車高 3.8mを超えますと車寄せへ進入はできません。
- (3) マイクロバスは、専用駐車場を使用してください。その他の中型や大型バスでお越しの際は、事前にご連絡をお願いします。
- (4) 駐車場内では徐行運転をし、アイドリングストップにご協力ください。
- (5) 近隣のご迷惑になりますので、駐車場内では大声、騒音等を発しないようにしてください。
- (6) 場内での事故・盗難等につきまして、当斎場は一切の責任を負いかねます。
- (7) 駐車台数に限りがありますので、相乗り等により来場車両の削減にご協力ください。
- (8) 混雑が予想される場合には、交通誘導にご協力ください。

8. その他

- (1) 身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）は全館で同伴いただけます。
- (2) お心づけは一切お受け取りいたしません。
- (3) 敷地内並びに館内は全て禁煙です。
- (4) 2か所以上の墓に埋葬する、分骨（遺骨分け）する場合は、火葬及び分骨証明書（発行手数料 300 円/通）が必要となります。火葬当日は当斎場で発行しますので事務所に申請してください。火葬翌日以降に当斎場で発行する場合には、火葬許可証の発行を受けた本人以外の方が申請される場合、続柄のわかる戸籍謄本が必要です。戸籍謄本の取得方法につきましては、お近くの各市町村市民課へお問い合わせください。なお、岸和田市市民課（072-423-9455）及び貝塚市市民課（072-433-7371）でも当該証明書の発行は可能です。
- (5) 周辺住民が、施設の存在を強く意識することに繋がる行為は出来るだけ避けるように配慮してください。特に、敷地内への宮型霊柩車の乗り入れは出来るだけご遠慮ください。

9. 当斎場の管理について

当斎場の管理者は、岸和田市貝塚市広域事務組合火葬場条例及び同条例施行規則にて定められた指定管理者である、合人社・宮本・五輪グループです。当斎場の管理・運営、および当利用規約の解

積・運用は、合人社・宮本・五輪グループの責任と権限において行います。

附則

この規約は令和8年4月1日から施行する。